

消費生活協同組合法第十二条第三項ただし書の規定に基づく員外利用の許可について  
(昭和四一年一月二五日)  
(社生第四五九号)

(各都道府県消費生活協同組合主管部局長あて厚生省社会局生活課長通知)

標記については、昭和二十九年六月十七日社発第四七四号各都道府県知事あて厚生省社会局長通知(以下「局長通知」という。)により取り扱われてきたところであるが、その後員外利用の許可の基準について種々の疑義を生じている向きがあるので、員外利用の許可にあつては、同通知によるほか次により取り扱うこととされたい。

なお、この通知をもつて個々の照会に対する回答に代えるので、念のため申し添える。

1 次の場合には、員外利用の許可をして差し支えないこと。

(1) 職域組合の組合員資格を有しない者であつて、次に掲げる者に事業を利用させるとき。

ア 社外工、組夫、他からの派遣職員等のように当該職域の使用者と雇用関係にはないが、当該職域において就業している者

イ 退職後、一定期間引き続き事業を利用させることが適当と認められる者

(2) 本来、組合員資格を有すると否とにかかわらず、臨時雇、日々雇用の者、試用期間中の者等条件付き又は期限付きで雇用されている者に事業を利用させるとき。

(3) 山間へき地ではないが、局長通知2と同様の事情にある場合において、組合員資格を有しない者に当該事業を利用させるとき。

(4) 専売品、統制品等であつて、組合がその取扱い者としての指定等を受けるために員外利用が許可されることが条件となつているものについて、その指定等を受けようとするとき。

(5) 医療事業のように、他の法令において、組合員以外の者についてもその事業を利用させることが定められているとき。

2 員外利用を許可する場合における当該組合の員外利用の総額は、当該事業年度における組合員の事業の利用分量の額のおおむね五分の一をこえないものであること。ただし、1の(4)及び(5)の場合は、この限りでない。